

平成29年第4回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番 号
議案第90号	専決処分の承認を求めることについて(平成29年度三豊市一般会計補正予算(第4号))	1
議案第91号	専決処分の承認を求めることについて(平成29年度三豊市一般会計補正予算(第5号))	23
議案第92号	平成29年度三豊市一般会計補正予算(第6号)	44
議案第93号	平成29年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	45
議案第94号	平成29年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	46
議案第95号	平成29年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	47
議案第96号	平成29年度三豊市病院事業会計補正予算(第1号)	48
議案第97号	三豊市工業用水道事業基金条例の制定について	49
議案第98号	組織機構改革に伴う関係条例の整備について	51
議案第99号	三豊市市民センター条例等の一部改正について	54
議案第100号	三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について	57
議案第101号	三豊市火葬場条例の一部改正について	59
議案第102号	三豊市水道事業給水条例の一部改正について	61
議案第103号	三観広域行政組合の共同処理する事務の変更及び三観広域行政組合規約の一部変更について	64

議案第 90 号

専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度三豊市一般会計補正予算（第 4 号））

平成 29 年度三豊市一般会計補正予算（第 4 号）を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

三豊市長職務代理者

三豊市副市長 小野 英樹

専決処分書

平成２９年度三豊市一般会計補正予算（第４号）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

平成２９年１０月２日

三豊市長 横山 忠始

平成２９年度三豊市の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６１，８５２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３２，２０６，２８２千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２９年１０月２日専決

三 豊 市 長 横 山 忠 始

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)		(単位 : 千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		247, 606	10, 660	258, 266
	1 分担金	28, 928	10, 660	39, 588
15 県支出金		2, 092, 532	31, 692	2, 124, 224
	3 県委託金	119, 208	31, 692	150, 900
18 繰入金		771, 663	19, 500	791, 163
	2 基金繰入金	771, 663	19, 500	791, 163
歳 入 合 計		32, 144, 430	61, 852	32, 206, 282

(歳 出)		(単位 : 千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		5, 167, 881	31, 692	5, 199, 573
	4 選挙費	64, 295	31, 692	95, 987
11 災害復旧費		2	30, 160	30, 162
	1 農林水産施設災害復旧費	0	10, 660	10, 660
	2 公共土木施設災害復旧費	2	14, 500	14, 502
	4 その他公共施設災害復旧費	0	5, 000	5, 000
歳 出 合 計		32, 144, 430	61, 852	32, 206, 282

歳入歳出補正予算（第4号）事項別明細書

1. 総括

（歳入）

款	補正前の額
12 分担金及び負担金	247,606
15 県支出金	2,092,532
18 繰入金	771,663
歳入合計	32,144,430

（単位：千円）

補正額	計
10,660	258,266
31,692	2,124,224
19,500	791,163
61,852	32,206,282

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	5,167,881	31,692	5,199,573
11 災害復旧費	2	30,160	30,162
歳 出 合 計	32,144,430	61,852	32,206,282

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
31,692	0	0	0
0	0	10,660	19,500
31,692	0	10,660	19,500

2. 歳入

(款) 12 分担金及び負担金

款 項 目	節		
	区 分		
	金 額		
12 分担金及び負担金			
1 分担金			
10 災害復旧費分担金			

(款) 15 県支出金

15 県支出金			
3 県委託金			
1 総務費県委託金			

(款) 18 繰入金

18 繰入金			
2 基金繰入金			
1 財政調整基金繰入金			

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 農林水産施設災害復旧費分担金	10,660	現年度農地・農業用施設災害復旧事業費分担金 10,660

4 選挙費県委託金	31,692	選挙費県委託金 31,692

1 財政調整基金繰入金	19,500	財政調整基金繰入金 19,500

3. 歳出

(款) 2 総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
2 総務費	5,167,881	31,692	5,199,573	31,692	0	0
4 選挙費	64,295	31,692	95,987	31,692	0	0
3 衆議院議員 選挙費・最 高裁判所裁 判官国民審 査費	0	31,692	31,692	31,692	0	0

(単位：千円)

一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
0			
0			
0	1 報酬	2,286	非常勤職員報酬 2,286 投票管理者報酬 866 開票管理者報酬 11 投票立会人報酬 756 開票立会人報酬 141 期日前投票管理者報酬 189 期日前投票立会人報酬 323
	3 職員手当等	12,880	時間外勤務手当 12,859 宿日直手当 21
	7 賃金	1,688	賃金 1,688
	8 報償費	122	報償金 122 ポスター掲示場報償金 113 その他報償金 9
	9 旅費	7	普通旅費 7
	11 需用費	2,863	消耗品費 1,176 燃料費 50 食糧費 217 印刷製本費 1,160 光熱水費 60 修繕料 200
	12 役務費	2,685	通信運搬費 1,805 手数料 840 その他保険料 40
	13 委託料	4,432	業務委託料 4,432 システム修正・保守 302 ポスター掲示場取付撤去等 2,633 配達業務委託料 1,497
	14 使用料及び 賃借料	905	使用料及び賃借料 905 会場使用料 164 清掃用具使用料 6 船車借上料 73 各種システムソフト賃借料 270 機器・機材等借上料 392
	18 備品購入費	3,824	庁用器具費 3,824

(款) 11 災害復旧費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
11 災害復旧費	2	30,160	30,162	0	0	10,660
1 農林水産施設 災害復旧費	0	10,660	10,660	0	0	10,660
1 現年度農地 ・農業用施 設災害復旧 事業	0	10,660	10,660	0	0	10,660
2 公共土木施設 災害復旧費	2	14,500	14,502	0	0	0
1 現年度公共 土木補助災 害復旧費	2	3,000	3,002	0	0	0
2 現年度公共 土木単独災 害復旧費	0	11,500	11,500	0	0	0
4 その他公共施 設災害復旧費	0	5,000	5,000	0	0	0
1 現年度その 他公共施設 災害復旧費	0	5,000	5,000	0	0	0

(単位：千円)

一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
19,500			
0			
0	13 委託料	10,660	建設工事関連委託料 測量設計 10,660
14,500			
3,000	13 委託料	3,000	建設工事関連委託料 測量設計 3,000
11,500	15 工事請負費	11,500	工事請負費 災害復旧工事 11,500
5,000			
5,000	15 工事請負費	5,000	工事請負費 災害復旧工事 5,000

補 正 予 算 給

1 特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与		
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)
補正後	長 等	3		27,900	9,295 (3.25 月)
	議 員	22	108,996		35,424 (3.25 月)
	そ の 他 の 特 別 職	2,246	138,148		
	計	2,271	247,144	27,900	44,719
補正前	長 等	3		27,900	9,295 (3.25 月)
	議 員	22	108,996		35,424 (3.25 月)
	そ の 他 の 特 別 職	2,076	135,862		
	計	2,101	244,858	27,900	44,719
比 較	長 等				
	議 員				
	そ の 他 の 特 別 職	170	2,286		
	計	170	2,286		

与 費 明 細 書

(単位:千円)

費		共 済 費	合 計	備 考
その他の 手 当	計			
7,326	44,521	6,073	50,594	
	144,420	43,258	187,678	
	138,148		138,148	
7,326	327,089	49,331	376,420	
7,326	44,521	6,073	50,594	
	144,420	43,258	187,678	
	135,862		135,862	
7,326	324,803	49,331	374,134	
	2,286		2,286	
	2,286		2,286	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与	
		報 酬	給 料
補 正 後	582		2,121,154
補 正 前	582		2,121,154
比 較			

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当
	補 正 後	49,517	22,108	38,381	412
	補 正 前	49,517	22,108	38,381	412
	比 較				

(単位:千円)

費		共 済 費	合 計	備 考
職 員 手 当	計			
1,698,891	3,820,045	662,810	4,482,855	
1,686,011	3,807,165	662,810	4,469,975	
12,880	12,880		12,880	

(単位:千円)

時間外勤務 手 当	管理職手当	期末勤勉 手 当	宿日直手当	地域手当	退職手当 負担金
102,923	38,156	824,426	42	1,007	621,919
90,064	38,156	824,426	21	1,007	621,919
12,859			21		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	
給料		給与改定に伴う増減分	
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職員手当	12,880	制度改正に伴う増減分	
		その他の増減分	12,880

説 明	備 考
時間外勤務手当等	

議案第 9 1 号

専決処分の承認を求めることについて（平成 2 9 年度三豊市一般会計補正予算（第 5 号））

平成 2 9 年度三豊市一般会計補正予算（第 5 号）を定めることについて、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長職務代理者

三豊市副市長 小野 英樹

専決処分書

平成２９年度三豊市一般会計補正予算（第５号）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

平成２９年１１月１４日

三豊市長職務代理者

三豊市副市長 小野 英樹

平成２９年度三豊市の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１７，７８５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３２，２２４，０６７千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２９年１１月１４日専決

三豊市長職務代理者 三豊市副市長 小野 英樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)		(単位 : 千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 繰入金		791,163	17,785	808,948
	2 基金繰入金	791,163	17,785	808,948
歳 入 合 計		32,206,282	17,785	32,224,067

(歳 出)		(単位 : 千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		5,199,573	17,785	5,217,358
	4 選挙費	95,987	17,785	113,772
歳 出 合 計		32,206,282	17,785	32,224,067

歳入歳出補正予算（第5号）事項別明細書

1. 総括

（歳入）

款	補正前の額
18 繰入金	791,163
歳入合計	32,206,282

（単位：千円）

補正額	計
17,785	808,948
17,785	32,224,067

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	5,199,573	17,785	5,217,358
歳出合計	32,206,282	17,785	32,224,067

(単位：千円)

補正の財源内訳			
特	定	財	源
国	県	支	出
金	地	方	債
の	そ	の	他
一	般	財	源
0	0	0	17,785
0	0	0	17,785

2. 歳入
(款) 18 繰入金

款			補 正 前 の 額	補 正 額	計
	項				
	目				
18	繰入金		791,163	17,785	808,948
	2	基金繰入金	791,163	17,785	808,948
		1 財政調整基金繰入金	391,664	17,785	409,449

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	17,785	財政調整基金繰入金 17,785

3. 歳出

(款) 2 総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
2 総務費	5,199,573	17,785	5,217,358	0	0	0
4 選挙費	95,987	17,785	113,772	0	0	0
8 市長選挙費	6,288	18,945	25,233	0	0	0
9 市議会議員 選挙費	38,978	△1,160	37,818	0	0	0

(単位：千円)

一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
17,785			
17,785			
18,945	1 報酬	2,006	非常勤職員報酬 2,006 選挙長報酬 22 投票管理者報酬 866 投票立会人報酬 756 期日前投票管理者報酬 134 期日前投票立会人報酬 228
	3 職員手当等	9,439	時間外勤務手当 9,422 宿日直手当 17
	7 賃金	1,198	賃金 1,198
	8 報償費	122	報償金 122 ポスター掲示場報償金 113 その他報償金 9
	9 旅費	4	普通旅費 4
	11 需用費	1,176	燃料費 83 食糧費 195 印刷製本費 778 光熱水費 50 修繕料 70
	12 役務費	2,232	通信運搬費 1,559 手数料 673
	13 委託料	1,497	業務委託料 1,497 配達業務委託料 1,497
	14 使用料及び 賃借料	731	使用料及び賃借料 731 会場使用料 78 清掃用具使用料 7 船車借上料 73 各種システムソフト賃借料 270 機器・機材等借上料 303
	19 負担金、補 助及び交付 金	540	交付金 540 不在者投票特別経費交付金 540
△1,160	3 職員手当等	△890	時間外勤務手当 △886 宿日直手当 △4
	7 賃金	△331	賃金 △331
	8 報償費	△22	報償金 △22 ポスター掲示場報償金 △22
	9 旅費	△1	普通旅費 △1
	11 需用費	22	印刷製本費 22

(款) 2 総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他

(単位：千円)

一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	12 役務費	△106	手数料 △106
	14 使用料及び賃借料	2	使用料及び賃借料 2
			清掃用具使用料 2
	19 負担金、補助及び交付金	166	負担金 162
			三観広域行政組合負担金 162
			交付金 4
			不在者投票特別経費交付金 4

補 正 予 算 給

1 特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与		
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)
補正後	長 等	3		27,900	9,295 (3.25 月)
	議 員	22	108,996		35,424 (3.25 月)
	そ の 他 の 特 別 職	2,385	140,154		
	計	2,410	249,150	27,900	44,719
補正前	長 等	3		27,900	9,295 (3.25 月)
	議 員	22	108,996		35,424 (3.25 月)
	そ の 他 の 特 別 職	2,246	138,148		
	計	2,271	247,144	27,900	44,719
比 較	長 等				
	議 員				
	そ の 他 の 特 別 職	139	2,006		
	計	139	2,006		

与 費 明 細 書

(単位:千円)

費		共 済 費	合 計	備 考
その他の 手 当	計			
7,326	44,521	6,073	50,594	
	144,420	43,258	187,678	
	140,154		140,154	
7,326	329,095	49,331	378,426	
7,326	44,521	6,073	50,594	
	144,420	43,258	187,678	
	138,148		138,148	
7,326	327,089	49,331	376,420	
	2,006		2,006	
	2,006		2,006	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与	
		報 酬	給 料
補 正 後	582		2,121,154
補 正 前	582		2,121,154
比 較			

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当
	補 正 後	49,517	22,108	38,381	412
	補 正 前	49,517	22,108	38,381	412
	比 較				

(単位:千円)

費		共 済 費	合 計	備 考
職 員 手 当	計			
1,707,440	3,828,594	662,810	4,491,404	
1,698,891	3,820,045	662,810	4,482,855	
8,549	8,549		8,549	

(単位:千円)

時間外勤務 手 当	管理職手当	期末勤勉 手 当	宿日直手当	地域手当	退職手当 負担金
111,459	38,156	824,426	55	1,007	621,919
102,923	38,156	824,426	42	1,007	621,919
8,536			13		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	
給料		給与改定に伴う増減分	
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職員手当	8,549	制度改正に伴う増減分	
		その他の増減分	8,549

説 明	備 考
時間外勤務手当等	

議案第 9 2 号

平成 2 9 年度三豊市一般会計補正予算（第 6 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 9 年度三豊市一般会計補正予算（第 6 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長職務代理者

三豊市副市長 小野 英樹

議案第 93 号

平成 29 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 29 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 29 年 12 月 1 日提出

三豊市長職務代理者

三豊市副市長 小野 英樹

議案第 9 4 号

平成 2 9 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 9 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長職務代理者

三豊市副市長 小野 英樹

議案第 9 5 号

平成 2 9 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 9 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長職務代理者

三豊市副市長 小野 英樹

議案第 9 6 号

平成 2 9 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 1 号）

平成 2 9 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長職務代理者

三豊市副市長 小野 英樹

議案第 9 7 号

三豊市工業用水道事業基金条例の制定について

三豊市工業用水道事業基金条例を次のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長職務代理者

三豊市副市長 小野 英樹

三豊市条例第 号

三豊市工業用水道事業基金条例

(設置)

第1条 三豊市が経営する工業用水道事業における施設整備、運営等に必要な財源を確保するため、三豊市工業用水道事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

議案第 9 8 号

組織機構改革に伴う関係条例の整備について

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長職務代理者

三豊市副市長 小野 英樹

三豊市条例第 号

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(三豊市行政組織条例の一部改正)

第1条 三豊市行政組織条例（平成18年三豊市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号を次のように改める。

(3) 市民環境部

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第2条市民部の項第6号を次のように改める。

(6) 環境及び公害に関すること。

第2条市民部の項に次の5号を加える。

(7) 一般廃棄物に関すること。

(8) 衛生に関すること。

(9) 下水道に関すること。

(10) 香川県広域水道企業団に関すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、住民生活及び環境に関すること。

第2条市民部の項中「市民部」を「市民環境部」に改める。

第2条環境部の項を削る。

(三豊市特定教育・保育施設等の利用に関する選考委員会設置条例の一部改正)

第2条 三豊市特定教育・保育施設等の利用に関する選考委員会設置条例（平成26年三豊市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号を次のように改める。

(4) 保育幼稚園課長

第7条中「健康福祉部子育て支援課」を「健康福祉部保育幼稚園課」に改める。

(三豊市保育所運営計画策定委員会設置条例の一部改正)

第3条 三豊市保育所運営計画策定委員会設置条例（平成22年三豊市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条中「健康福祉部子育て支援課」を「健康福祉部保育幼稚園課」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 99 号

三豊市市民センター条例等の一部改正について

三豊市市民センター条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

三豊市長職務代理者

三豊市副市長 小野 英樹

三豊市条例第 号

三豊市市民センター条例等の一部を改正する条例

(三豊市市民センター条例の一部改正)

第1条 三豊市市民センター条例（平成28年三豊市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

(1) 開館時間

名称	開館時間
市民センター三野	午前8時30分から午後5時15分まで
市民センター仁尾	午前8時30分から午後10時まで

(2) 休館日

名称	休館日
市民センター三野	ア 日曜日及び土曜日 イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ウ 12月29日から翌年1月3日まで
市民センター仁尾	12月29日から翌年1月3日まで

別表第1 市民センター仁尾の項の前に次のように加える。

市民センター三野	三豊市三野町下高瀬1978番地1
----------	------------------

(三豊市支所設置条例の一部改正)

第2条 三豊市支所設置条例（平成18年三豊市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表三野支所の項位置の欄を次のように改める。

三豊市三野町下高瀬1978番地1

(三豊市公告式条例の一部改正)

第3条 三豊市公告式条例（平成18年三豊市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表3の項位置の欄を次のように改める。

三豊市三野町下高瀬 1 9 7 8 番地 1

(三豊市公民館条例の一部改正)

第 4 条 三豊市公民館条例（平成18年三豊市条例第212号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 のうち(1) 公民館の表三豊市三野町公民館の項位置の欄を次のように改める。

三豊市三野町下高瀬 1 9 7 8 番地 1

附 則

この条例は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 1 0 0 号

三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長職務代理者

三豊市副市長 小野 英樹

三豊市条例第 号

三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成18年三豊市条例第140号）の一部を次のように改正する。

別表第1 事業系一般廃棄物の項中「への運搬及び」を「での」に、「2 4 0」を「2 4 8」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 1 0 1 号

三豊市火葬場条例の一部改正について

三豊市火葬場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長職務代理者

三豊市副市長 小野 英樹

三豊市条例第 号

三豊市火葬場条例の一部を改正する条例

三豊市火葬場条例（平成18年三豊市条例第148号）の一部を次のように改正する。

別表第1 三豊市豊中斎場の項及び三豊市七宝斎苑の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 1 0 2 号

三豊市水道事業給水条例の一部改正について

三豊市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

三豊市長職務代理者

三豊市副市長 小野 英樹

三豊市条例第 号

三豊市水道事業給水条例の一部を改正する条例

三豊市水道事業給水条例（平成18年三豊市条例第244号）の一部を次のように改正する。

第33条ただし書を削る。

別表を次のように改める。

別表（第33条関係）

【一般用】

口径／料金	基本料金（1箇月につき）		従量（超過）料金
	水量	料金	
13mm	5m ³ まで	円 1,050	1m ³ につき 210円
	10m ³ まで	1,750	
20mm	5m ³ まで	1,250	
	10m ³ まで	1,950	
25mm	10m ³ まで	2,100	
30mm	10m ³ まで	2,200	
40mm	10m ³ まで	2,400	
50mm	10m ³ まで	2,800	
75mm	10m ³ まで	3,300	
100mm	10m ³ まで	18,000	

【その他】

用途／料金	基本料金（1箇月につき）		従量（超過）料金
	水量	料金	
自治会場・墓地用	5m ³ まで	円 600	1m ³ につき 220円
	10m ³ まで	900	
船舶用			1m ³ につき 220円

工場用			1 m ³ につき 90 円
臨時用		1, 000	1 m ³ につき 300 円

備考

- 1 「一般用」とは、自治会場・墓地用、船舶用、工場用、臨時用以外に使用するものをいう。
- 2 「自治会場・墓地用」とは、地区集会場、墓地その他これらに準ずるものに使用するものをいう。
- 3 「船舶用」とは、船舶給水に使用するものをいう。
- 4 「工場用」とは、工場、事業所等に飲用とは別に専用管（メーターの口径が100ミリメートル以上であり、かつ、1箇月に1万立方メートル以上使用するものに限る。）を配して使用するもの又はこれに準ずるものをいう。
- 5 「臨時用」とは、建設工事、興業その他短期間臨時的に使用するものをいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、平成30年5月分として徴収する料金から適用し、平成30年4月分までの料金については、なお従前の例による。

議案第 103 号

三観広域行政組合の共同処理する事務の変更及び三観広域行政組合同規約の一部変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、観音寺市と協議の上、三観広域行政組合の共同処理する事務を変更するとともに、次のとおり三観広域行政組合同規約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

三豊市長職務代理者

三豊市副市長 小野 英樹

三観広域行政組合同規約の一部を変更する規約

三観広域行政組合同規約（昭和 46 年香川県知事許可）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 5 号を削り、同条第 6 号を同条第 5 号とし、同条第 7 号から同条第 16 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表中

「

組合が譲渡した養護老人ホームの 建替え又は改修に要する経費の補 助に関する事務	均等割
---	-----

」

を削る。

附 則

この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行する。